

基本料金・基本使用料の日割計算について（平成30年8月から実施）

引越し等により上下水道の使用を開始された場合、または使用をやめられた場合、基本料金(水道)・基本使用料(下水道)を日割により算定します。

(使用開始～初回の定例検針まで または 最終の定例検針～使用中止まで)

なお、給水料金・従量使用料は日割による算定は行いません。

○計算方法

$$\text{基本料金(基本使用料)} \times \text{使用日数} \div 31 \text{日} = \text{日割基本料金(1円未満切捨て)}$$

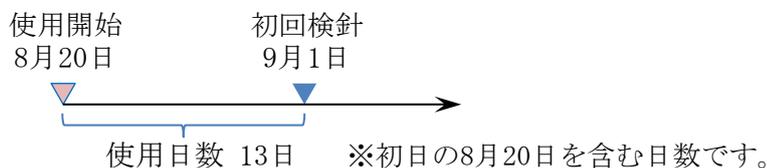
31日を1ヶ月として算定します。31日に満たない日数、または31日を超えた日数について日割で算定します。

使用日数には使用初日を含みます。同日に使用を開始・中止した場合の使用日数は1日です。

なお、定例の検針期間内に使用開始・中止を繰り返されるなど、実際には継続して使用されていると認められる場合は日割の対象となりません。

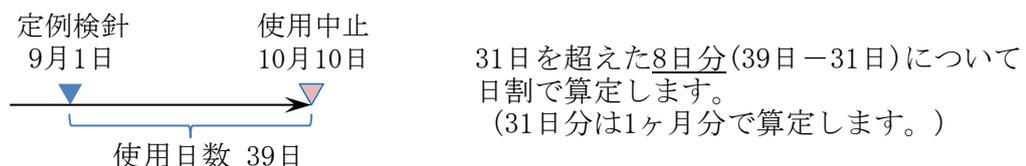
○計算例

【例1】口径13mm、使用開始8月20日、初回検針9月1日の場合



水道基本料金 : 800円 × 13日 ÷ 31日 = 335円 (1円未満切捨て)
下水道基本使用料 : 800円 × 13日 ÷ 31日 = 335円 (1円未満切捨て)

【例2】口径20mm、前回定例検針9月1日、使用中止10月10日の場合



水道基本料金 : 1,400円 × 8日 ÷ 31日 = 361円 (1円未満切捨て)
計 1,400円(1ヶ月分)+361円(日割分)=1,761円

下水道基本使用料 : 800円 × 8日 ÷ 31日 = 206円 (1円未満切捨て)
計 800円(1ヶ月分)+206円(日割分)=1,006円